

第九十二回 帝國議會 貴族院 參議院議員選舉法案特別委員會議事速記録第八號

付託議案
○參議院議員選舉法案

昭和二十一年十二月十三日(金曜日)
午後二時三十九分開會

○委員長(伯爵林博太郎君) 只今より參議院議員選舉法の特別委員會を開會致します、最早質問の方面は、通告はもう済みましたし致しましたのですが、若し引續いておやりになります方がありますなら、此の際御願ひ致します、別に御質問がございませぬか、御質問がございませぬければ、只今より討論に移つて御異議ございませぬか

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伯爵林博太郎君) 御異議ないと認めます、討論に移ります、どうぞ御意見のある方は此の際御願ひ致します

○小山完吾君 私此の參議院法を研究致しまして、最も重要な點を改正致したいと思つたのでございませぬけれども、此の點に付て種々詳しい意見を申述べて見たに拘らず、其の目的は種々な方面から達せられないと云ふことを認めたので是は止めました、更に此の選舉をするに付ての投票のことに關する規定に付て、少しく修正案を提出致しました、それは第二十二條、第二十四條、第三十二條第一項、第三十三條、第五十八條第六項に關するものでありまして、御手許に皆其の案は出て居る筈でございませぬ、其の要旨は、要するに二十二條に於きましては、「市町村會議員選舉管理委員會は、各投票

區における選舉人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、五人乃至九人の投票立會人を選任しなければならぬ。斯う云ふことに原案は規定されて居るのであります、民主主義の理念を以て考へますと云ふと、選舉立會人と云ふ者は、要するに其の候補者の利益を代表して、其の選舉の公正に行はれると云ふことを監視する役目でありますから、原案に於きましては、管理委員會に於て其の立會人を定めると云ふことになつて居ります、其の原案の狙つた理念は私にも想像が出来る、即ち管理委員會と云ふものは公益を代表して居る者であるから、其の公益を代表して居る者から選んだ立會人は公正である、斯う云ふことから來て居るのでございませぬけれども、是は矢張り衆議院議員選舉法と同じやうに、其の候補者の利害を、監視する爲に出すと云ふ世間一般の制度の方が宜くはないかと思ひまして、此の修正案を提出致しました、従つて第二十二條に於て其の規定を改めると云ふことになりませぬれば、以下數條に互つて此の規定を改める必要があるのございませぬから、どうか之を御賛成願ひます、それでどう云ふ風な案を立てるかとお申しますと、第二十二條の「議員候補者は、各投票區における選舉人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立會人となるべき者一人を定め、選舉の期日前二日までに、投票管理者に届け出ることのできる」それから第二項に於て、「前項の規定により届出のあつた者(議員候補

補者が死亡し又は議員候補者たることを辭したときは、その届出にかかる者を除く。以下これに同じ)が十人を超えないときは、直ちにその者を以て投票立會人とし、十人を超えるときは、届出のあつた者において投票立會人十人を互選しなければならぬ。それから其の次に於きまして、「前項の規定による投票立會人が三人に達しないとき若しくは三人に達しなかつたとき、又は投票立會人が三人に達しなかつたとき若しくは三人に達しなかつたとき、又は投票立會人が三人に達しなかつたとき若しくは三人に達しなかつたときは、投票管理者は、その投票區における選舉人名簿に記載された者の中から三人に達するまでの投票立會人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち會わしめなければならぬ。斯う云ふことに致しまして、此の原案の其次にある「地方選出議員の選舉と全國選出議員の選舉を同時に行ふ」此の項は削つてしまふことになりませぬ、それから「投票立會人は、正當の理由がなければ、その職を辭することが出来な

れて封をし表面に自らその氏名を記載して投票箱に入れさせなければならぬ。」と云ふことに記載しまして、又その次の「投票管理者は」を削りまして、「投票立會人において異議のある選舉人についてもまた前二項と同様とする。」と云ふことに改め、第三十二條の第一項は、「開票管理者は、開票立會人立會の上、投票箱を開き、先づ第二十四條第二項及び第四項の規定による投票を調査し、そこへ、「なければならぬ」と云ふのを修正致しまして「投票を調査し、開票立會人の意見を聞きその投票を受理するかどうかを決定しなければならぬ。斯ういふ風に改める、それから第三十三條は「投票の効力は、開票立會人、」そこへ少し言葉を加へまして、「開票立會人の意見を聞き開票管理者がこれを決定しなければならぬ。」と斯う直すのです、それから第五十八條第六項は、「前二項の場合において、議員候補者の被選舉權の有無は、選舉立會人」そこへ加へまして、「選舉立會人の意見を聞き選舉長がこれを決定しなければならぬ。」と、斯う改め、要するにお手許に配付してあります文章にありますが、どうぞ御同意を願ひます

○委員長(伯爵林博太郎君) 開會致します、明朝午前十時開會致します、本日は是で散會致します
午後三時三分散會
出席者左の如し

委員長 伯爵林 博太郎君
副委員長 男爵高木 喜寛君
委員 公爵桂 廣太郎君
伯爵中山 輔親君
伯爵橋本 實斐君
伯爵大河内輝耕君
伯爵秋元 春朝君
伯爵織田 信恒君
伯爵三島 通陽君
伯爵水野 勝邦君
伯爵松平 親義君
平塚 廣義君
永井 松三君
吉田 久君
子爵伊江 朝助君
男爵松田 正之君
男爵肝付 兼英君
男爵松平 齊光君
男爵小原謙太郎君
大木 操君
田所 美治君
松本 學君
小山 完吾君
山地主佐太郎君
作間 耕逸君

國務大臣 大村 清一君
内務大臣 内務事務官 郡 祐一君
政府委員 内務事務官 郡 祐一君

午後二時四十八分休憩
午後三時二分開會

昭和二十一年十二月十九日印刷

昭和二十一年十二月二十日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局